

ようこそ、 シンガポールへ。

皆様のご到着を、心より歓迎いたします。 快適で安全な滞在となりますように。

シンガポールにお戻りの市民・住民の皆様、

お帰りなさい。

目次

赤と緑の通路	4
物品サービス税 (GST) 譲許	5
酒類の関税譲許	6
有税品	7
規制•禁止品目	8
通関税の納付	9
燃料タンクに 3/4 以上の規則	10
旅行者払戻制度 (TRS)	11

旅行者用 通関案内書

このパンフレットは、税関手続きと通関手続きについての一般的な情報を提供するものです。

赤と緑の通路

主な入国チェックポイントに**赤**と緑の通路があり、到着旅行客の振り分けを行っています。 入国手続き終えて到着ホールに入ると、検査カウンターの上に赤と緑の通路を示すサインがあります。特定のチェックポイントでは、入国手続きの前にセキュリティチェックが行われます。 有税品、課税品、規制品目や禁止品目を所持している場合には、赤い通路の検査官に申告するか、入国手続き前に通関検査エリアで検査官に申告してください。

申告品なし

申告する物がない場合には、**緑の通路**にお進みください。**緑の通路**でも、検査官による不特定な調査が行われることがあります。不明な場合には**赤い通路**に進み、検査官にご相談ください。

申告品あり

以下の物を所持している場合には、**赤の通路**に進み、検査官に申告してください。

- 免税限度額や GST 譲許額を超える有税品や 課税品
- 規制·制限品目
- 禁止品目

規制品や禁止品を提示する際、お持ちであれば、 輸入許可証または関連機関が発行した許可証も 一緒に提示してください。

物品サービス税 (GST)

物品サービス税 (GST) は、シンガポールに持ち込まれるすべての品目に課されます。

旅行者が以下に当てはまらない場合

- 1. 乗務員
- 2. シンガポール政府によって発行された労働許可証、 就労ビザ、学生ビザ、配偶者ビザ、長期滞在ビザの いずれかの保持者

個人的な使用や消費のための新品の品物、贈り物、食品 (酒類とたばこ、商用の輸入品を除く)に対して、GST が譲許 されます。譲許額は、シンガポール国外に滞在した期間に よって異なります。

シンガポール国外での滞在期間	GST 譲許がある物品の 価値
48 時間以上	\$500
48 時間未満	\$100



酒類の関税譲許

旅行者が次の条件すべてを満たす場合には、酒類の関税 譲許を受けられます。

- a) 18歳以上である
- b) シンガポール到着の直前に、 シンガポール国外に 48 時 間以上滞在している
- c) マレーシア以外の国から到着した
- d) 酒類は個人消費を目的としている
- e) 種類はシンガポールへの持ち込みが 禁止されていない



旅行者は、次のオプションから一つを選び、関税譲許を 受けることができます。

オプション	蒸留酒	ワイン	ビール
A	1 リットル	1 リットル	-
В	1 リットル	-	1 リットル
С	-	1 リットル	1 リットル
D	-	2 リットル	-
E		-	2 リットル

これらのオプションは、次の酒類にも適用されます。

健康維持のために消費される酒類:

- 養命酒 (ワイン)
- D.O.M (蒸留酒)
- サムスー (蒸留酒)

料理用の酒類:

- 米由来の料理酒(ワイン)
- 料理用ワイン (ワイン)
- 日本酒 (ワイン)
- ソジュ (蒸留酒)

乗務員の場合、蒸留酒 0.25 リットル、およびワイン またはビール 1 リットルの どちらか一方に対して 関税譲許を受けられます。



関税譲許や GST 譲許は、個人使用を目的とし、販売する意図のない品物に対して付与されるものです。それらを販売、譲することは違法行為です。資易、商用、営利目的のために持ち込まれた物品、および第三者の代理で持ち込まれた物品に対しては関税とGSTを支払う必要があるため、これらの物品については、関税とGSTがプール国内に持ち込むことができます。

有税品



蒸留酒、ワイン、ビール、 エール、スタウトおよび ポーターなどのアルコールを 含む酒類



プレーン、パッケージング 条件を満たす紙巻きたばこ (SDPCの印や縦線があるも のを含む) や葉巻たばこなど のたばこ。



ガソリンやディーゼルなどの 燃料および圧縮天然ガス (CNG)

シャンディや瓶入りアルコール飲料などのアルコール濃度が 0.5% 以上の飲料は、関税対象となります。



2020年7月1日より、シンガポールに輸入、当地で販売、販売提供または流通されるすべての紙巻きたばこおよびその他のたばこ製品は新規の標準包装(プレーン・パッケージング)(SP)条件を満たさなければなりません。すべてのたばこ製品(SDPCの印や縦線のついた紙巻きたばこを含む)は申告され、新規の標準包装(プレーン・パッケージング)(SP)条件を満たすたばこ製品については関税およびGSTを支払わなければなりません。譲許限度額およびGST譲許額を超えた物品を所持しながら、緑の通路に進むことは違法行為です。

規制品目

規制品目をシンガポールに持ち込む際には、輸入許可証か 関連規制機関が発行した許可証が必要です。**赤い通路**で 提示して通関手続きを行う必要があります。

規制品目リスト(ただし、これらに限られません):



武器・爆発物



手錠および警棒



電子通信機器および無線通信機器



医薬品・薬剤



CD、DVD、 映画フィルム、ビデオゲーム



動物類、鳥類、魚類、植物類およびその副産物

禁止品目

シンガポールへの持ち込みが許可されない物品のリスト (ただし、これらに限られません):



ガム



爆竹



規制薬物および向精神剤



扇動的および反逆的な物品



拳銃型やリボルバー型 のライター



野生動物の絶滅危惧種 とその副産物



猥褻な記事、印刷物、 ビデオテープ・ディスク およびソフトウェア



著作権が保護された出版物、 ビデオテープ、ビデオディスク、 レーザーディスク、レコード またはカセットの複製品



噛みたばこやたばこ類似品 (たばこ葉不使用の水たば こや電子たばこなど)

通関許可証

次の品物を持ち込む場合には、通関手続きに通関許可証が必要となります。

- 0.4キログラムを超える標準包装 (プレーン. パッケージング) (SP) 条件を満たす紙巻きたばこまたはその他のたばこ製品
- 10 リットルを超える酒類
- 動力車の予備コンテナに入った 10 リットルを超える 燃料
- 0.5 キログラムを超える個人使用を目的とする投資貴金属
- 物品サービス税 (GST) が \$300 を越える貿易・商用・ 営利用の商品
- 貿易見本として明記された、値段が \$400 を超える品物(酒類とたばこ製品を除く)

通関税の納付

関税と GST は、次の方法で支払うことができます。

- 「Customs@SG」モバイルアプリおよびウェブアプリケーション
- シンガポール税関税務署

「CUSTOMS@SG」モバイルアプリ

「Customs@SG」モバイルアプリを使用して、シンガポールに到着する前に関税や GST の申告および支払いを済ませることができます。支払いには、ビザカードまたはマスターカードを使用できます。

アプリを使うと、支払う必要のある関税および/またはGST が自動で一覧化されます。支払い後に e 領収書が発行されたら、申告と関税納付の証明としてお手持ちのモバイルデバイスに保存してください。入国後は、緑の通路のチェックポイントにお進みください。

QR コードを使用して、Google Play か App Store から無料アプリを ダウンロードできます:



または、ウェブアプリケーション (declare.customs.gov.sg) から申告と関税納付を行うこともできます。

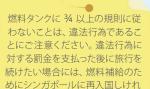
詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください: bit.ly/customsapp

注意事項

- 1. 他人の代理として物品を運ばないでください。それらの物品が禁止品目、規制品目、制限品目、または有税品であるか、それらを含むものであった場合、法的責任を問われることになります。
- 2. くれぐれも偽りのない完全な申告を行うようにしてください。 虚偽の申告は違法行為であり、 最高 1 万ドルの罰金を科せられることがあります。
- 3. 法律によって、旅行者は検査のために荷物を提示し、 中身を出したり入れたりする責任があります。
- 4. シンガポールでは薬物の密売は重大な違法行為であり、薬物の密売人はシンガポールの法の下に死刑に処せられることがあります。

燃料タンクに 3/4 以上の規則





ばなりません。

シンガポールで登録された全車両はシンガポールを出国する際に最低量の燃料(最低タンクの3/4)が入っていなければならないことにご注意ください。

旅行者払戻制度 (TRS) の適用者

シンガポールへの旅行者は、TRS の加盟店から購入された物品に対して GST の払い戻し請求を行うことができます。ただし、次のすべての条件を満たしている必要があります。

- 購入日に満 16 歳以上である
- シンガポールの市民または永住者ではない
- シンガポールを出国する航空機の搭乗員ではない
- 次のいずれかの時に「特定の者」ではない:
 - i) 購入日
 - ii) 購入日直前の三ヶ月間
 - iii) 空港で払い戻しを請求する日

注意: 「特定の者」とは、次の者を指します。

- A. 次のビザを所持する者
 - i) 人材開発省が発行した就労ビザ(例:就労許可証、研修許可証、S ビザ、就労ビザ、研修ビザ、個人就労ビザ、起業家ビザ、ワークホリデイビザ、短期就労ビザ、同意書)
 - ii) 配偶者ビザ
 - iii) 長期滞在ビザまたは長期滞在ビザプラス
 - iv) 学生ビザ
- B. シンガポール居住者であり、次のいずれかであるため にシンガポール外務省発行の ID カードを所持する者
 - i) 外交官、領事館官吏、政府職員、シンガポールの外 国大使館や高等弁務官、または領事館によって任 命あるいは雇用された専門的な従業員、サービス 従業員、またはその他の従業員
 - ii) シンガポールの国際機関や駐在員事務所、または 貿易事務所よって任命あるいは雇用された従業員
 - iii) 上記 B(i) または B(ii) の配偶者か扶養児童



払い戻しを受けるためには、どうしたらよいのでしょうか? 前頁に記載の旅行者としての条件に加え、次の条件を満た していなければなりません:

- 購入金額が 100 ドル以上 (GST 込み) である。最低購入金額 100 ドルの条件を満たすためには、同じ GST 登録番号と店舗名を持つ販売店から、同日に購入したインボイス / 領収書を 3 枚まで合計することができます。
- TRS 加盟店舗が e-TRS 取引の記録をつけ、パスポート にその購入情報をタグ付けする。
- 購入日から 2 か月以内にその品物を持って、チャンギ 国際空港かセレター空港から出国する。
- GST 払い戻しの承認を取得してから 12 時間以内に、 その品物を持ってシンガポールを出国する。

GST 払い戻し請求方法

品物をチェックイン荷物として預ける場合:品物をチェックイン荷物として預ける前に、出国チェックインホール(出国審査通過前)に設置された電子旅行者払い戻し制度(e-TRS)セルフサービス機で、GST払い戻しを申請する必要があります。

品物を手荷物として運ぶ場合:出国乗り換えラウンジ (出国審査通過後) にて、(e-TRS) セルフサービス機を使って GST 払い戻しを申請してください。

e-TRS セルフサービス機でパスポートをスキャンすると、 すべての e-TRS 購入履歴が表示されます。

そこで、税関検査カウンターで実際の品物を提示するよう に指示された場合、次の品物を**検査官の面前**で提示しなけ ればなりません。

- 1) 購入品
- 2) 価格、品物の内容、シリアル番号(あれば)を明記した販売店発行のインボイス/領収書の原本
- 3) 実際のパスポートと搭乗券/航空券



eTRS 機の場所

GST 払い戻し機は、次の場所に設置されています。

- チャンギ国際空港(ジュエルを含むすべてのターミナル)
 - チェックインする品物は、出国チェックインホール (出国審査通過前)
 - 持ち込みする品物は、出国乗り換えエリア (出国審査通過後)
- セレター空港 (シンガポール入国管理局 (ICA) の権限 に属する)

お気をつけください

シンガポール税関またはICAが品物を検査し、申請を認証するための十分な時間をみて、空港には余裕をもって到着するようにしてください。

注意事項

すべての払い戻し (現金やそれ以外) はシンガポール税関 ではなくGlobal Tax Free Pte Ltd (認定を受けた払い戻 し一括窓口業者)、によって処理されます。

承認された払い戻しの状況についてご質問がある場合には、 こちらにお問い合わせください:

Global Tax Free Pte Ltd

電話: (+65) 6513 3756 (平日午前 9 時~午後 6 時) (+65) 6546 5074 (平日午後 6 時以降、週末および祝日)

Eメール: crc.helpdesk@global-taxfree.com

ウェブサイト: touristrefund.sg

以下については、払い戻しされません:

- (a) サービス (レンタカー、娯楽、ドライクリーニングなど)
- (b) シンガポールでその全部または一部を消費した物品
- (c) 営利または商用目的で購入した物品
- (d) 貨物輸送によって輸出された物品
- (e) ホテル、ホステル、寄宿舎その他同様の施設での宿泊費
- (f) 検査に提示されない品物

次の行為は重大な違法行為であり、罰金や禁固刑に処せられることがありますので気をつけてください。

- シンガポール税関に虚偽の払い戻し申請を行う
- 払い戻し申請が許可された後に、出国チェックインホール/ 乗り換えエリアから品物を持ち出すか、誰かにその品物を渡す

旅行者払い戻し制度のさらなる詳細については、こちらにご連絡 ください:

シンガポール内国歳入庁

電話: (+65) 6356 8633 Eメール: gst@iras.gov.sg ウェブサイト: www.iras.gov.sg

当事者同士の相互尊重

あなたの権利

旅行者は、当局係員が礼儀正しく公正で、 誠実に行動することを求める権利があります。

当局の権利

当局係員が業務を行うためには、 一般市民の協力と支援が必要です。 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。 このパンフレットは案内書であり、通関手続きおよび要件について完全に網羅したものではありません。詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください:

www.customs.gov.sg

シンガポール税関

コールセンター: (+65) 6355 2000

 $\begin{tabular}{lll} E \times -IV: & customs_feedback@customs.gov.sg \end{tabular}$

住所: 55 Newton Road, Revenue House,

Singapore 307987

以下の QR コードを使ってウェブサイトに <u>アクセスすることもで</u>きます。

